

**平成 30 年度 革新的先端研究開発支援事業
(AMED-CREST, PRIME)
公募に関する Q&A**

本公募の Q&A については、以下のウェブサイトも参照してください。特に問い合わせが多い内容については、随時更新していく予定としています。

URL: https://www.amed.go.jp/koubo/04/02/0402B_00007.html

なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用、所属研究機関・研究者の登録および e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトを参照してください。

URL: <http://www.e-rad.go.jp/>

1 . AMED-CREST、PRIME に共通する事項

①申請者の要件について

- Q. 非常勤の職員(客員研究員等)でも申請は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも申請は可能ですか。
- A. 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとることができ、かつ、AMED が研究機関と委託研究開発契約を締結することができる場合は可能です。国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります。

②所属機関の承認について

- Q. 申請の際に、所属機関の承認は必要ですか。
- A. 必要です。革新的先端研究開発支援事業では、平成 29 年度の公募より、e-Rad での申請において、機関承認のプロセスが追加されていますので注意してください。なお、採択された場合には、研究開発代表者が研究開発を実施する研究機関と AMED との間で、委託研究開発契約を締結することになります。また、AMED-CREST の場合、研究開発分担者が所属する分担機関においては、代表機関から再委託の研究開発として、代表機関と分担機関で再委託研究開発契約を締結し、研究開発を実施することとなります。e-Rad での申請時に分担機関においても機関承認を得ていることを確認したうえで、代表機関が機関承認を行うようにしてください。所属の研究機関へ、その旨確認してください。
- ただし、国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります。
- 再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

③ JST 戦略的創造研究推進事業への同時申請の可否

- Q. JST の CREST またはさきがけと、AMED-CREST または PRIME に同時に申請することはできますか。
- A. 特段の制限を設けておりませんので、可能です。ただし、公募要領「V. 9. (4) 研究費の不合理的な重複及び過度の集中の排除」に記載のとおり、研究費の「不合理的な重複」ないし「過度の集中」に該当しないか、という観点においても選考が行われますので、注意してください。

④ JST 戦略的創造研究推進事業の課題を実施中の場合

- Q. JST の CREST やさきがけで採択されていますが、AMED-CREST や PRIME に申請できますか。
- A. 平成 26 年度までに JST で採択された場合で、現在実施中の AMED 移管領域で研究開発代表者である場合には、平成 30 年度中に当該研究開発期間が終了する場合を除き、応募することはできません。ただし、それ以外の現在 JST で事業実施されている研究領域については、特段の制限はございませんので、申請可能です。
ただし、公募要領「V. 9. (4) 研究資金費の不合理的な重複及び過度の集中の排除について」に記載のとおり、研究費の「不合理的な重複」ないし「過度の集中」に該当しないか、という観点においても、選考が行われますので、注意してください。

⑤ 日本国外の研究機関に所属している場合の申請と日本国内の研究実施場所の確保

- Q. 現在、日本国外の研究機関に所属していますが、申請はできますか。
- A. PRIME の場合、条件として、研究開発開始予定日(平成 30 年 10 月 1 日)までに、日本国内の研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能であれば、申請することは可能です。AMED-CREST の場合、日本国内の研究機関への所属が内定しており、当該研究機関の承認が得られる場合のみ、申請可能です。

⑥ 人事異動に伴う研究開発の継続

- Q. 研究開発実施中に、研究開発代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合、研究を継続できますか。
- A. 異動をされる場合に、当該研究開発が支障なく継続できるのであれば、研究を継続することが可能です。ただし、異動に伴って、研究開発代表者を交替することはできません。

⑦ 所属機関の変更に伴う設備等の移管

- Q. 研究開発実施中に、移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を移籍先の研究機関に移管することはできますか。
- A. 委託研究開発費(直接経費)により取得した設備等についても、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移管することとなっています。

⑧ 研究開発費の用途について

- Q. プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは、可能ですか。
- A. 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提となります。

⑨申請書類について

- Q. 指定と異なる提案書様式を使って申請することは可能ですか。
- A. 申請に当たっては、必ず研究開発領域・研究タイプごとに指定された提案書様式を使ってください。指定と異なる提案書様式を使った場合には、不受理となることがあります。詳細は公募要領「IV. 2. (1) 提案書類の様式」を参照してください。
- Q. 研究開発提案書表紙の「分野」、「分科」、「細目」、「細目表キーワード」にはどのような内容を記載するのですか。
- A. 本公募では、研究開発提案書表紙の「分野」、「分科」、「細目」、「細目表キーワード」欄は記載不要です。
- Q. 研究開発提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で見ることが出来ますか。
- A. 評価者は、カラーの状態で見ることが出来ます。ただし、PDF の状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。
- Q. 研究開発提案書中の青字や黒字の注意書きは削除しても良いですか。
- A. 青字部分は記載例ですので削除してください。黒字の注意書きは削除しないでください。
- Q. 研究開発提案書の研究者番号とは何ですか。
- A. e-Rad(府省共通研究開発管理システム <http://www.e-rad.go.jp/>)へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。研究者情報の登録については、公募要領「III. 2. (3) 提案書類の提出」を参照してください。
- Q. 現在、日本国外の研究機関に所属しており、研究者番号を持っていません。どうしたらよいでしょうか。
- A. e-Rad 所定の研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピーなどを直接 e-Rad のシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくは e-Rad ポータルサイトより「研究者向けページ」にある「システム利用に当たっての事前準備」の「研究機関に所属していない研究者」の項目を参照してください。

⑩申請書類の差し替えについて

- Q. e-Rad での申請後、申請書類を修正することは可能ですか。
- A. 申請書類の提出後、申請書類を修正する場合には、申請書類の受付期間内であれば e-Rad の「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。なお、受付締め切り当日は「引戻し」操作を行わないでください。申請書類の受付期間終了後は、提出された書類の差し替え等には一切応じられません。詳しくは公募要領「III. 2. 研究開発提案書等の作成及び提出」を参照してください。

⑪面接選考会に代理の者が対応することの可否

- Q. 面接選考会の日に申請者の都合がつかない場合、代理の者に面接選考を受けさせることは可能でしょうか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。
- A. 面接選考時に申請者の代理の方が対応されることは、お断りしています。面接選考の日程は、多くの評価委員の日程を調整した結果決定されていますので、再調整をすることはできません。公募要領「III. 2. (4) スケジュール等」に記載の面接選考日時をご確認いただくと共に、各研究開発領域の面接選考の実施日程については、公募ウェブサイト (https://www.amed.go.jp/koubo/04/02/0402B_00007.html) でお知らせしますので、そちらを確認してください。

⑫PS、POの役割

- Q. 本事業のプログラムスーパーバイザー (PS)、プログラムオフィサー (PO) は、どのような役割を果たすのですか。
- A. 本事業においては、研究開発総括がプログラムスーパーバイザー (PS)、研究開発副総括がプログラムオフィサー (PO) となります。研究開発総括・研究開発副総括は、研究開発領域の運営方針の策定、研究開発課題の選考、研究開発計画 (研究開発費、研究ユニット編成を含む) の調整・承認に加え、研究実施場所の訪問等による研究開発代表者との意見交換・研究への助言・指導、研究開発課題の評価、その他必要な手段によって、研究開発領域を運営します。

⑬研究開発総括・研究開発副総括との利害関係について

- Q. 研究開発総括や研究開発副総括と利害関係にある研究者でも申請できますか。
- A. 申請可能です。昨年度まで設けていた研究開発総括や研究開発副総括との利害関係による申請者の資格制限については、今年度の公募から設けないこととしました。
- Q. 研究開発総括や研究開発副総括は利害関係にある研究者による申請の審査にも加わりませんか。
- A. 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、課題評価委員 (研究開発総括、研究開発副総括、アドバイザー等) で構成する課題評価委員会にて評価を行います。課題評価委員会では、公正で透明な評価を行う観点から、AMED の規定に基づいて評価委員の利益相反マネジメントを行い、利害関係にある評価委員は原則として当該課題の評価に携わることはありません。詳細は公募要領「III. 3. 提案書類の審査の実施方法」を参照してください。

⑭昨年度の申請状況

- Q. 昨年度の採択課題や申請状況について教えてください。
- A. 昨年度の AMED-CREST、PRIME の採択課題、申請状況は、以下のウェブサイトをご確認ください。
- https://www.amed.go.jp/koubo/04/02/0402C_00179.html

⑮研究開発実施中のライフイベントへの対応

- Q. 研究開発の実施中に生じたライフイベント (出産、育児、介護) による研究開発の中断・再開は、可能ですか。
- A. 研究開発代表者にライフイベントが発生した場合、研究開発総括・研究開発副総括と相談の上、一定の期間まで研究開発を中断し、再開することができます。中断することができる期間は、ライフイベントごとに定まっています。また、この場合、中断による影響を考慮し、研究開発費用も含めた研究開発計画の見直しを行います。

2. AMED-CREST に関する事項

①研究ユニットの編成について

- Q. 複数の研究機関が、1つのグループに入っても問題ありませんか。必ず研究機関ごとにグループを分ける必要がありますか。
- A. 同じ研究開発実施項目を複数の組織(研究室、部局、研究機関等)で取り組む必要があれば、これらが1つのグループに入っても構いません。ただし、個別に経費執行する必要がある場合は、AMED との委託研究開発契約を締結する代表機関と代表機関からの再委託となる分担機関としてグループを分ける必要があります。詳細は、採択後に相談してください。
- Q. 日本国外の研究者を、研究開発分担者として研究ユニットに含めることはできますか。
- A. 当該研究者の参画が研究開発構想を実現する上で必要不可欠であること、代表機関との再委託契約が可能であること、知的財産を代表機関へ譲渡することなど、所要の条件を満たす場合には可能です。公募要領「II. 2. 研究開発体制の要件」に記載の条件を確認してください。
- Q. 「日本国外の機関でなければ研究開発の実施が困難である」という判断基準とは、どのようなものですか。
- A. 日本国外での実施を必要とする基準としては、以下のような場合が想定されます。
- ・必要な設備が日本に無く、日本国外の機関にしか設置されていない。
 - ・日本国外でしか実施できないフィールド調査が必要である。
 - ・研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

②研究開発実施体制・予算配分について

- Q. 研究開発実施体制の研究開発分担者グループの編成および研究開発分担者グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。
- A. 提案されている研究開発構想の実施体制において、研究開発代表者が担う役割が中心的不是で、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発構想における研究開発分担者グループの役割・位置づけが不明である、研究開発分担者グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画である、等が考えられます。
- Q. 研究開発提案書に記載した研究開発実施体制および予算総額を、面接時に変更することはできますか。
- A. 研究開発提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう申請時に慎重に検討してください。なお、採択時に研究開発総括からの指示により変更を依頼することはあります。
- Q. 研究の進捗に伴って研究に参画する研究開発分担者にも、研究開発期間の最初から資金を配分する必要はありますか。
- A. 研究開発期間の途中から参画する研究開発分担者には、研究に加わらない期間に研究費を配分することは出来ません。申請時には、研究計画全体に関して、研究開発構想の実現に必要な体制が整っているかについても審査されますので、途中から参画予定の研究開発分担者についても提案書中に記載してください。

③研究開発費について

- Q. 研究開発提案書に、積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。
- A. 提案書に研究開発費の積算根拠を記載する必要はありませんが、費目毎の研究開発費の計画、研究開発グループ毎の研究開発費計画を研究開発提案書に記載してください。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。
- Q. 採択後、ユニット(研究開発課題)内での研究開発費の配分は、どのように決めるのですか。
- A. ユニット内での研究開発費の配分は、採択直後に策定する全体研究開発計画書、および毎年度策定する研究開発計画書によって決定します。研究開発計画については、公募要領「VI. 1. 課題管理」を参照してください。

④委託研究開発契約について

- Q. 研究開発分担者が所属する研究機関の委託研究開発契約は、研究開発代表者の所属機関を介した「再委託」の形式となるのですか。
- A. その通りです。本事業では、平成 29 年度の採択課題から、分担機関における研究開発は代表機関からの「再委託」の形式で実施することになります。したがって、AMED は代表機関とのみ委託研究開発契約を締結し、分担機関は代表機関と再委託研究開発契約を締結することとなります。再委託の形式であっても、研究開発における責務が十分に果たされるよう対応をお願いします。再委託に関する詳細は、AMED のホームページにある委託研究開発契約事務処理説明書等を確認してください。

⑤重複申請について

- Q. AMED-CREST において、「研究開発代表者」として申請し、かつ他の研究開発提案に「研究開発分担者」として参加することは可能ですか。
- A. 提案は可能ですが、それらの提案が採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。ただし、研究開発代表者と研究開発分担者が互いに入れ替わって、複数件の申請をすることはできません。詳しくは公募要領「II. 3. 事業内における重複応募の制限」を参照してください。

⑥「生体組織の適応・修復機構の時空間的解析による生命現象の理解と医療技術シーズの創出」研究開発領域への申請について

- Q. AMED レビューアとはどのような人ですか。
- A. AMED レビューアは、対象研究開発領域を構成する研究分野に深い見識を有する、海外研究機関に所属する研究者の方々です。
- Q. なぜ審査に AMED レビューアが加わるのですか。
- A. AMED では、課題評価の質の一層の向上を図るとともに、研究開発環境の国際化に貢献するため、AMED レビューアを課題事前評価の過程に加えることとしました。このため、本事業においても、今年度から新規に設定される研究開発領域の AMED-CREST の課題評価に、AMED レビューアを加えることとしました。
- Q. 面接選考(ヒアリング)も英語で行われますか。
- A. ヒアリングは原則日本語で行います。なお、日本語での実施が困難な場合には、英語でのヒアリングも可能です。

- Q. 申請書類は日本語で提出することは可能ですか。
- A. 提出していただく申請書類の項目のうち、「1. Research objectives、2. Research plan and research methods (Form E1-2)、3. Research achievements (Form E1-3)、および Summary of Proposal(Appendix E1)」については英語での提出をお願いします。これらの項目を日本語で記載していた場合、その申請は受理できませんので注意してください。
- Q. 「外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制対象物品の有無について」(チェックシート)はなぜ提出が必要なのですか。
- A. 審査の過程に AMED レビューアを加えることに伴い、安全保障貿易管理上必要な措置を取る必要があるためです。
- Q. 「外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制対象物品の有無について」(チェックシート)はどのように使われますか。
- A. 本様式の内容は安全保障貿易管理上必要な目的のみに使用し、審査には一切影響しません。詳細は公募要領「II. 5. (4) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)」及び「IV. 2. (1) 提案書類の様式」を参照してください。
- Q. 他の研究開発領域や、PRIME への申請課題には AMED レビューアは審査に加わりませんか。
- A. 「全ライフコースを対象とした個体の機能低下機構の解明」、「微生物叢と宿主の相互作用・共生の理解と、それに基づく疾患発症のメカニズム解明」研究開発領域や PRIME への申請課題については、AMED レビューアは審査に加わりません。
- Q. 安全保障貿易管理の規制等により、AMED レビューアが査読しない場合がありますか。その場合、審査の公平性はどのように確保するのですか。
- A. 安全保障貿易管理等の理由により、AMED レビューアが査読に加わらない場合もあります。その場合でも、AMED レビューアの有無で著しい不公平が生じないよう、評価委員会では AMED レビューアによる評価やコメント等を精査した上で議論していただきます。
- Q. AMED レビューアの公表の予定はありますか。
- A. 公表の準備が整った時点で公表を予定しています。

⑦研究開発の評価について

- Q. 採択された研究開発の評価はどのように行われるのですか。
- A. 研究開発課題の評価としては、原則として、
- 1) 研究開発開始 3 年後程度を目安として行われる中間評価
 - 2) 研究開発期間終了直前に行われる事後評価
- があります。詳しくは公募要領「VI. 2. 評価」を参照してください。

3 . PRIME に関する事項

①申請者の要件について

- Q. PRIME では、提案者(研究開発代表者)の年齢制限はありますか。
- A. 年齢制限は設けていませんが、若手研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。
- Q. PRIME に研究開発代表者として申請し、かつ、AMED-CREST に研究開発分担者として参加することは可能ですか。
- A. PRIME への申請は可能です。ただし、既に AMED-CREST に研究開発分担者として参加されていて今回 PRIME の提案が採択候補となった場合、または、ご自身が申請している PRIME と研究開発分担者として参加を予定されている AMED-CREST の両方が今回同時に採択候補となった場合には、AMED-CREST での役割を見直すことや、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うこととなります(平成 30 年度に終了する場合を除きます)。よって、事前に AMED-CREST の研究開発代表者とよく相談の上、申請してください。
- Q. 日本学術振興会特別研究員は、PRIME に申請できますか。
- A. 申請時の身分については、規定しません。AMED 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、AMED 以外の機関の制度における PRIME との重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

②研究開発費の記載について

- Q. 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要はありますか。
- A. 積算根拠は必要ありませんが、年度毎の予算は記載していただきます。また、面接選考の対象となった方には、別途、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料を作成していただく予定です。

③研究開発参加者の記載について

- Q. 研究開発提案書の別紙 P2「研究開発実施体制」に、研究開発参加者を記載する必要はありますか。
- A. 実験補助者など研究開発代表者以外の研究開発参加者がいれば、申請時点で想定する範囲で記載してください。

④人件費について

- Q. 研究開発代表者の人件費を研究開発費から支払うことはできますか。あるいは、研究開発費とは別途に措置される場合がありますか。
- A. 公募要領「II. 1. 応募資格者」に記載のとおり、「応募者自らが日本国内の研究機関に所属し、原則として当該研究機関において研究開発を実施する体制をとること」が要件となっています。したがって、人件費は所属する研究機関にて措置されることが原則と考えていますが、所属機関での採用条件においてご自身が獲得した外部資金から人件費を措置することとなっている場合は、個別に相談してください。

⑤研究開発協力者について

- Q. 研究開発協力者を加えることは可能ですか？また、他機関の研究者も研究開発協力者に加えることは可能ですか。

A. 申請課題の研究開発構想の実現に必要な範囲で研究開発協力者の方を加えることは可能です。また、他機関の研究者の方も研究開発協力者に加えることは可能ですが、研究費を配分することはできません。

(参考) 各研究開発領域に関する事項 (公募説明会での質疑応答より)

「生体組織の適応・修復機構の時空間的解析による生命現象の理解と医療技術シーズの創出」 研究開発領域

- Q. 研究分野の融合が重要視されていますが、PRIME では、将来的に研究開発領域内の他分野の研究者との連携を視野に入れた提案も可能ですか。
- A. 可能です。他分野の研究者の技術を取り込んで研究を発展させたい、といった提案も可能です。
- Q. 臓器間とそれぞれの臓器内の細胞間の相互作用の全てを解析し、研究期間内に成果を出すことは難しいと思いますが、どちらに重点をおいた提案がよいでしょうか。
- A. ケースバイケースです。単一の臓器であっても、修復の際に様々なところから来る細胞や因子を明らかにすれば、修復の過程が十分に明らかになると思いますので、はじめから、臓器間とそれぞれの臓器内の細胞間の全てを解析する必要性はありません。
- Q. 動物モデルを用いた詳細な分子・細胞レベルでの後、ヒト組織での検証を含めた方が良いでしょうか。
- A. 提案の内容によりますので一概には答えられませんが、マウスを用いた解析であっても、新たな細胞や因子が明らかとなり、ヒトでの応用の方向性が見えているのであれば、十分価値のある研究になると考えます。
- Q. 研究対象は哺乳類に限られますか。また、技術開発を中心として、その材料としてモデル生物を使用する提案も可能ですか。
- A. 主に PRIME への提案として、魅力的な研究内容であればそのような提案についても歓迎します。
- Q. 文部科学省の研究開発目標の「具体的な研究例」に、「ゲノム編集技術、一細胞解析技術、オルガノイド技術等の活用」との記載があるが、解明したいことは病態生理であり、そのためにこれらの技術が最適であれば活用するのであって、これらの技術ありきではないとの認識で良いでしょうか。
- A. その通りです。また、既知の技術であっても、新たな発見や新たな切り口によるものであれば提案可能です。
- Q. 細胞死の分子機構の研究は、本研究開発領域に含まれますか。
- A. 本研究開発領域では、ストレスや損傷後に起こるところに重点を置いています。修復の失敗という点で、ある細胞が死んだ影響がその周辺に及ぶといった話であれば、本研究開発領域の研究内容と合致しますが、一つの細胞集団内でのストレスでその細胞が死んでいくメカニズムであれば、本研究開発領域の方向性とは合致しないと考えています。

「全ライフコースを対象とした個体の機能低下機構の解明」研究開発領域

- Q. PRIME は対象となる範囲が広いと思われませんが、特定の臓器の疾病が個体へ及ぼす影響についての研究は領域に含まれますか？
- A. 申請者が個体の機能低下に合致すると考えるのであれば申請してください。
- Q. 機能低下の原因が疾患であっても良いですか？
- A. 疾患であっても、環境要因であっても、自律的な低下であっても対象と考えています。
- Q. 研究開発目標における達成目標は、(1)、(2)と二つの項目があります(公募要領 52 ページ)。いずれに合致した課題であれば提案可能ですか？
- A. その通りです。
- Q. 個体の機能低下は老化とは異なっていると考えていますが、老化マーカーの研究はこの領域に含まれますか？
- A. 部分的には含まれると考えられます。
- Q. 特定のステージを切り出すのではなく全ライフコースを強調されていますが、一方で、機能低下は加齢に伴うというイメージを持っています。今回老化プロジェクトともリンクしていると考えられますが、本領域はどのようなイメージの研究でしょうか？
- A. 例えば、発生段階の出来事が将来の機能低下に影響を及ぼす等が最近明らかになりつつあり、発生段階で起きたある出来事が将来のこの機能低下に結びつく等といった内容を研究していただくこととなります。旧来の発生研究ではその時点だけを調べていたと思いますが、本領域では、将来の機能低下にどう結びつくかという観点での研究となりますので、全ライフコースを視野に入れた研究を提案してください。
- Q. 発生期、乳幼児期の病気等によるその後の機能低下も対象になりますか？メンタルな発達の遅れ、乳幼児期の機能低下なども含まれると考えますか？
- A. その通りです。
- Q. 個体の機能低下とありますが、個体を研究しなくては提案できませんか？細胞レベルの研究が個体の機能低下に結びつくような研究も含まれますか？
- A. 個体の機能低下を視野に入れてあれば、個体レベルでなくても、細胞レベル分子レベルでの研究がどう結びつくのかを明確にしてあれば含まれると考えます。
- Q. 認知能力等の低下についても、個体の機能低下に含まれますか？
- A. 脳機能の低下についても含まれると考えます。ただし、個別の疾患の研究は対象に含まれません。特定の疾患に関する研究であっても、それが個体の機能低下機構の解明に発展するような内容を期待しています。
- Q. 基礎研究を強調していますが、臨床サンプルを用いた研究などは含まれないのですか？
- A. 医療応用、臨床応用が必須ではない、という意味で基礎研究を強調していますが、ヒトの臨床サンプルを活用した研究なども本領域の研究内容に含むと考えています。

「微生物叢と宿主の相互作用・共生の理解と、それに基づく疾患発症のメカニズム解明」研究開発領域

- Q. 微生物叢領域に申請する際に、拠点機能課題を想定して申請書を書いたほうがいいのでしょうか？
- A. 拠点機能課題での解析等を希望する場合でも、研究開発構想には解析まで含めた提案の全体像を記載してください。その上で、どの部分を拠点機能課題に期待するのかを明記してください。なお、拠点機能課題の利用は必須ではありません。拠点機能課題以外の研究開発課題（分担を含む）においても、既に解析等の機能を有している場合には、その研究開発課題で解析等を実施する提案で差し支えありません。
- Q. 拠点機能課題での他の研究開発課題の解析支援に係る費用（消耗品費等）は、拠点機能課題が担うのでしょうか？それとも、委託した各研究開発課題が担うのでしょうか？
- A. 拠点機能課題での解析支援に係る費用（消耗品費等）は、委託元の各研究開発課題の負担とします。
- Q. 基礎研究を強調されていますが、例えば、脳神経関係の病気での口腔内細菌とか腸内細菌との関連について欧米と日本の差、病気のインシデンスの差というようなことを調べるタイプの研究もこの領域の対象になりますか？
- A. 昨年度の採択者を見て頂いてもわかるように、臨床の先生も臨床の材料でエビデンスに基づいたきっちりしたデータを出しています。現在、臨床／基礎という垣根もなくなってきており、臨床の先生は非常に基礎からがっちりとした、そして臨床の方まで視野に入れた研究をされていますので、あまり言葉にとらわれず、色々な立場で提案してください。
- Q. 先生の説明の中で、包括的理解というキーワードがあったかと思いますが、それは例えばマイクロバイームを見るという意味でメタゲノムをするだけではなく、その下流でメタボロームなども含めた解析をする、あるいは宿主側として様々な組織のトランスクリプトームなども含めた早退としての解析が求められるという解釈でよろしいですか？
- A. 最終的にはマイクロバイームの方ばかりではなく、ヒトの遺伝子多型その他もやはり同時に見ていかなければならないと考えます。
もちろん何でもやってくださいというのではないと考えます。例えば、海外でこれまでに行われてきたメタゲノムのカタログ作りでは、結局ディスクリプションは、こういう病気の時にこういう菌が、あるいはこの菌の遺伝子があったというもののみで、それが原因なのか結果なのか分からないままです。AMED-CREST はあくまでも基礎研究ですので、病気の解明、病態の理解、治療に目標を定めた基礎研究、単なるディスクリプションではなくメカニズムに通じる、そういうことが判るような研究を提案してください。
- Q. 既に採択されている課題と重複するような提案は対象に含まれますか。
- A. 内容や取り組み方、背景によって違いますので一概には言えませんが、切り口が異なっていれば問題はありません。審査の過程で議論させていただきますので、良い提案を期待しています。
- Q. 申請者本人の微生物叢の解析経験は必須ですか。
- A. 共同研究の体制等、微生物叢解析の実施体制が明確であれば問題はありません。研究開発分担者の方も含め、全体のバランスをとってください。